

岐阜県動物愛護推進員設置要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、地域における動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進するために設置する岐阜県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定める。

民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。

（令和4年4月1日施行）

（委嘱及び委嘱期間）

第2条 推進員は、次の事項のすべてを満たす者で、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた者又は公募者から選出し、知事が委嘱する。

(1) 岐阜県内(岐阜市を除く。)に居住する県民又は動物愛護に関する活動拠点が岐阜県内(岐阜市を除く。)にある者で、満18歳以上の者。

(2) 動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と良識を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者。

(3) 法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことがない者。

(4) 第6条の規定により、推進員を解任されたことがない者。

(5) 県が主催する講習会を受講できる者。ただし、講習内容について既に知識があると知事が認めた場合には、その受講を免除することができる。

2 推進員の任期は2年間とする。ただし、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた推進員が欠けた場合は、前任者の残任期間内で後任の推進員を委嘱することができる。

3 知事は、推進員に対し、「動物愛護推進員の証」（別記様式1）を交付する。

4 推進員は、宣誓書（別記様式2）を知事に提出する。（ただし、再任の場合は除く。）

5 推進員は再任することができる。

（遵守事項）

第3条 推進員は、次の事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動を行う上で知り得た情報は、第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。

(2) 活動に当たっては、公正かつ親切な態度を努めること。

(3) 活動に当たっては、「動物愛護推進員の証」を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。

(4) 推進員の身分を私的な利益のために用いないこと。

（推進員の活動）

第4条 推進員は、次に掲げる活動を行う。

(1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

(2) 県民に対し、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

(3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

(4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために、県、市町村及び岐阜県動物愛護推進協議会が行う事業に協力をする事。

(5) 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。

(保健所等との連携)

第5条 推進員は、活動に際し最寄りの保健所及び保健所センターとの連絡を密にし、必要に応じ連携して業務を行わなければならない。

(解任)

第6条 知事は、推進員が次のいずれかに該当すると認めた場合には、これを解任することができる。

- (1) 推進員としてふさわしくない場合
- (2) 本人より申し出があった場合

(報告)

第7条 推進員は、当該年度の活動状況について翌年度の5月末日までに活動報告書(様式)を知事に提出しなければならない。

附則

- 1 この要綱は平成16年5月27日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年度に委嘱した推進員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は平成19年2月20日から施行する。
- 2 この要綱は平成23年6月10日から施行する。
- 3 この要綱は平成25年9月1日から施行する。
- 4 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は令和4年10月〇日から施行する。